

四国西南中学新人駅伝競走大会 四国西南小学生駅伝競走大会

一大会規定一

1. コース上への自家用車の乗り入れ、移動応援を禁止する。
2. 競技者は、本部交付のタスキを肩にかけ、各閑門所定の位置で次走者に手渡さなければならない。
3. 競技中に選手が事故、その他で競技不可能と認めた時は、その走者は棄権とする。次走者は最後尾のチームと同時に再出発するが、チーム成績は除外する。ただし、区間記録は認める。
4. 選手のオーダー変更は受付時にオーダー表を提出し、監督会議で了承を得ること。オーダーは申し込み者に限る。
5. 走者は、ユニフォームの胸に、大会本部より配布されたナンバーカードを確実につけること。ナンバーカードは主催者が用意し、受付時にタスキとともに渡す。
6. (中学のみ) 監督は、当該学校の教職員でなければならない。
7. 競走中の事故については、応急処置を講ずるほか、主催者は責任を負わない。
8. 走路は道路左側車線（全て利用可）とする。役員の指示に従い、事故のないよう留意すること。
9. 次の事項にふれる行為を犯したとき、又は違反したチーム、教職員、応援、保護者などがあったと認められるときは、当該チームは失格を含む適当な処置をとる。
 - ① 申し込み以外の選手が走る、また同一走者が二区間以上走ったとき。
 - ② 規定走路以外を通った時。
 - ③ 他の助成で不正の競走をした時。
 - ④ 応援者が選手とともに走ったり、選手の体に触れたり、他の選手の妨害をした時。
 - ⑤ 当該学校、チームの監督、教職員、保護者等の車両がレース内に入って応援したり、伴走をしたりした時。
 - ⑥ 主催者、審判員の指示に従わなかった時。
 - ⑦ その他、審判が不正行為と認めたとき。
10. 審判は、日本陸上競技連盟駅伝競走基準及び大会規定によるが、審判長は規定を超えて判定することがある。その判定は最後まで抗議を許さない。